

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく違反店舗の公表内容

営業所	名 称	a b y s s
	所 在 地	名古屋市中区栄四丁目8番7号 第1オーシャンビル5階501号室
被処分者	氏名又は名称	合同会社ST
	代表者の氏名 (法人の場合)	附田 直也
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	名古屋市中区栄四丁目8番7号
処 分 年 月 日		令和6年9月26日
行政処分の内容		酒類提供等営業の営業停止60日間 令和6年10月4日から令和6年12月2日まで
根 拠 法 令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第10条第1項第1号(営業停止命令) 同条例第8条(違法な客引きを受けた者を立ち入らせることの禁止)
処 分 者		愛知県公安委員会